

新旧対照表

新	旧
<p>令和2年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的）</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人幡多医師会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療介護連携ネットワークシステムに参加する際に係る同システムへの接続に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>（補助対象事業、補助対象経費及び補助率）</p> <p>第3条 補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率については、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（1）別表第1の第2欄に掲げる基準額と同表の第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>（2）前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>	<p>令和元年度高知県地域医療介護連携ネットワークシステム導入促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助目的及び補助対象事業）</p> <p>第2条 県は、医療機関・薬局・介護系事業所等の医療・介護情報をICTを活用して共有することができるシステムを整備するため、一般社団法人幡多医師会（以下「補助事業者」という。）が行う地域医療介護連携ネットワークシステムの整備のための次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>（1）参加施設のシステムの接続に係る事業</p> <p>（2）システムの周知に係る事業</p> <p>（補助対象経費及び補助率）</p> <p>第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）次の表の第1欄に掲げる基準額と同表の第2欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>（2）前号の規定により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切捨てるものとする。</p>

新	旧		
<p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助金の交付の決定の取り消し)</p> <p>第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと、間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければ</p>	1 基準額	2 対象経費	3 補助率
	55,292,000 円	前条に掲げる事業に要する経費とする。経費については委託料とする。	定額
	<p>第4条 (略)</p> <p>(補助金の交付の決定)</p> <p>第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(補助金の交付の決定の取り消し)</p> <p>第6条 知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(補助の条件)</p> <p>第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと、間接補助事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければなら</p>		

新	旧
<p>ならない。</p> <p>第7条(2)～(11)(略)</p> <p>(照会、報告)</p> <p>第8条 知事は、補助金の交付に関する必要な事項について、補助事業者 に照会し、又は報告を求めることができる。</p> <p>第9条(略)</p> <p>第10条(略)</p> <p>第11条(略)</p> <p>第12条(略)</p> <p>第13条(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和2年12月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月1日限り、その効力を失う。ただし、この 要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から 第10号まで、第9条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその 効力を有する。</p>	<p>ない。</p> <p>第7条(2)～(11)(略)</p> <p>第8条(略)</p> <p>第9条(略)</p> <p>第10条(略)</p> <p>第11条(略)</p> <p>第12条(略)</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、令和元年11月29日から施行する。</p> <p>2 第4条による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことが できる。</p> <p>3 この要綱は、令和3年5月1日限り、その効力を失う。ただし、この 要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第6号から 第9号まで、第8条第3項及び第12条の規定は、同日以降もなおその 効力を有する。</p>

新				旧																	
<p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1 補助対象事業</th> <th>2 基準額</th> <th>3 補助対象経費</th> <th>4 補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">参加施設のシステムの接続に係る事業</td> <td>44,726,000 円</td> <td rowspan="8">委託料</td> <td rowspan="8">定額</td> </tr> <tr> <td>ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。</td> </tr> <tr> <td>病院(情報提供) 6,973 千円</td> </tr> <tr> <td>病院(情報参照) 550 千円</td> </tr> <tr> <td>診療所(情報提供)660 千円</td> </tr> <tr> <td>診療所(情報参照)110 千円</td> </tr> <tr> <td>病院・医科診療所（画像連携） 1,100 千円</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所 110 千円</td> </tr> <tr> <td>薬局 330 千円</td> </tr> <tr> <td>介護事業所 55 千円</td> </tr> </tbody> </table>				1 補助対象事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率	参加施設のシステムの接続に係る事業	44,726,000 円	委託料	定額	ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。	病院(情報提供) 6,973 千円	病院(情報参照) 550 千円	診療所(情報提供)660 千円	診療所(情報参照)110 千円	病院・医科診療所（画像連携） 1,100 千円	歯科診療所 110 千円	薬局 330 千円	介護事業所 55 千円	<p>附則</p> <p>この要綱は、令和2年3月24日から施行する。</p>
1 補助対象事業	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率																		
参加施設のシステムの接続に係る事業	44,726,000 円	委託料	定額																		
	ただし、施設種別ごとの接続費用の上限は以下のとおり。																				
	病院(情報提供) 6,973 千円																				
	病院(情報参照) 550 千円																				
	診療所(情報提供)660 千円																				
	診療所(情報参照)110 千円																				
	病院・医科診療所（画像連携） 1,100 千円																				
	歯科診療所 110 千円																				
薬局 330 千円																					
介護事業所 55 千円																					
<p>別表第2（第5条―第7条関係）</p> <p>以下（略）</p>				<p>別表（第5条―第7条関係）</p> <p>以下（略）</p>																	